

障害者福祉課
子ども家庭課

議案第10号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を 改正する条例について

国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正します。

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスや報酬については、3年に一度、改定が行われており、令和3年度からの改定に向けた検討により、令和2年12月11日、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」（以下「方向性」という。）が示されました。

この方向性を踏まえ、関係省令についても、感染症や災害への対応力の強化や医療的ケア児への支援の推進等、所要の改正を行うこととされ、令和3年1月25日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）が公布されました。

これを受けて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものです。

2 改正条例

- (1) 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (3) 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

3 条例改正の概要

基準省令の改正内容を踏まえた条例改正の概要は次頁のとおりです。

なお、各基準省令の改正内容のうち、詳細で具体的な事項については、区規則により定めるものとします。

(1) 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

| No. | 該当箇所 | 内 容 | 適 用 |
|-----|--------|---|--------------|
| 1 | 第7条 | 障害児入所施設等における非常災害対策 (非常災害に係る設備の設置、計画の策定、関係機関との連絡体制の整備、職員への周知及び定期的な訓練の実施の義務化、地域住民の訓練への参加が得られるよう連携の努力義務化) | 項新設 |
| 2 | 第13条の2 | 障害児入所施設等における業務継続計画の策定等 (感染症や非常災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、職員への周知、定期的な研修及び訓練の実施等の義務化) | 条新設 |
| 3 | 第14条 | 障害児入所施設等における衛生管理等 (感染症等の発生及びまん延防止に関する取組の義務化) | 項新設、 規則事項 |
| 4 | 第27条 | 乳児院における職員 (心理療法担当職員の資格要件の拡充) | 修正 |
| 5 | 第73条 | 福祉型児童発達支援センターにおける職員 (医療的ケアを行う場合の看護職員の配置) | 項及び 号新設 |
| 6 | 第80条 | 児童心理治療施設における職員 (心理療法担当職員の資格要件の拡充) | 修正 |
| 7 | 第87条 | 児童自立支援施設における職員 (心理療法担当職員の資格要件の拡充) | 修正 |
| 8 | 付則第13項 | 条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における業務継続計画の策定等に係る経過措置(第13条の2関連) | 項新設 |
| 9 | 付則第14項 | 条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における衛生管理等に係る経過措置(第14条第3項関連) | 項新設 |

(2) 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

| No. | 該当箇所 | 内 容 | 適 用 |
|----------------------------|--------|---|---------------------|
| 第3条から第52条は指定児童発達支援事業者に係る内容 | | | |
| 1 | 第3条 | 指定障害児通所支援事業者の一般原則 (利用者の人権擁護、虐待防止措置の義務化) | 修正 |
| 2 | 第6条 | 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く)における従業者の配置の基準 (従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除。医療的ケアを行う場合の看護職員の配置) | 修正、 号新設、 規則事項 |
| 3 | 第7条 | 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る)における従業者の配置の基準 (医療的ケアを行う場合の看護職員の配置) | 修正、 号新設、 規則事項 |
| 4 | 第13条 | 児童発達支援管理責任者の責務 (テレビ電話等による会議を可能とする) | 修正 |
| 5 | 第14条 | 運営規程(条項ズレ修正) | 修正 |
| 6 | 第15条 | 勤務体制の確保等 (ハラスメント防止の方針の明確化等の義務化) | 項新設 |
| 7 | 第15条の2 | 業務継続計画の策定等 (感染症や非常災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、職員への周知、定期的な訓練の実施等の義務化) | 条新設 |
| 8 | 第40条 | 衛生管理等 (感染症等の発生及びまん延防止等に関する取組の義務化) | 修正、 規則事項 |
| 9 | 第41条 | 協力医療機関(条項ズレ修正) | 修正 |
| 10 | 第42条 | 掲示 (重要事項の備え置きを可能とする取扱い) | 項新設 |
| 11 | 第43条 | 身体的拘束等の禁止 (身体的拘束等の適正化を図るための措置の義務化) | 項新設、 規則事項 |
| 12 | 第44条 | 虐待等の禁止 (虐待の発生又はその再発を防止する措置の義務化) | 項新設、 規則事項 |
| 13 | 第50条 | 地域との連携等(引用法の制定年号の追加) | 修正 |
| 14 | 第52条 | 非常災害対策 (地域住民の訓練への参加が得られるよう連携の努力義務化) | 項新設 |

| No. | 該当箇所 | 内 容 | 適 用 |
|-----|-------|--|------------|
| 15 | 第59条 | 基準該当児童発達支援事業所における従業者の配置の基準 (従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除) | 修正 |
| 16 | 第76条 | 準用(第15条の2を準用する事項に追加及び条項ズレ修正) | 修正 |
| 17 | 第78条 | 指定放課後等デイサービス事業所における従業者の配置の基準 (従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除。医療的ケアを行う場合の看護職員の配置) | 修正、 項新設 |
| 18 | 第83条 | 準用(第15条の2を準用する事項に追加) | 修正 |
| 19 | 第84条 | 準用(第15条の2を準用する事項に追加) | 修正 |
| 20 | 第85条 | 基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の配置の基準 (従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除) | 項新設 |
| 21 | 第88条 | 準用(第15条の2を準用する事項に追加) | 修正 |
| 22 | 第96条 | 準用(第15条の2を準用する事項に追加) | 修正 |
| 23 | 第101条 | 準用(第15条の2を準用する事項に追加及び条項ズレ修正) | 修正 |
| 24 | 付則第2項 | 条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における利用者の人権擁護、身体的拘束等の禁止及び虐待等の禁止に係る経過措置(第3条、第43条及び第44条関連) | 項新設 |
| 25 | 付則第3項 | 条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における業務継続計画の策定等に係る経過措置(第15条の2関連) | 項新設 |
| 26 | 付則第4項 | 条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における衛生管理等に係る経過措置(第40条関連) | 項新設 |
| 27 | 付則第5項 | 条例の施行の日から令和5年3月31日までの間における指定児童発達支援事業所の従業者の配置の基準、基準該当児童発達支援事業所の従業者の配置の基準、指定放課後等デイサービス事業所の従業者の配置の基準及び基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の配置の基準に係る経過措置(第6条、第59条、第78条及び第85条関連) | 項新設 |

(3) 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

| No. | 該当箇所 | 内 容 | 適 用 |
|-----|--------|--|--------------|
| 1 | 第3条 | 指定障害児入所施設の一般原則 (利用者の人権擁護、虐待防止措置の義務化) | 修正 |
| 2 | 第5条 | 従業者の配置の基準 (心理指導担当職員の資格要件の拡充) | 項新設 |
| 3 | 第8条 | 児童発達支援管理責任者の責務 (テレビ電話等による会議を可能とする) | 修正 |
| 4 | 第9条 | 運営規程 (条項ズレ修正) | 修正 |
| 5 | 第10条 | 勤務体制の確保等 (ハラスメント防止の方針の明確化等の義務化) | 項新設 |
| 6 | 第10条の2 | 業務継続計画の策定等 (感染症や非常災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、職員への周知、定期的な訓練の実施等の義務化) | 条新設 |
| 7 | 第37条 | 衛生管理等 (感染症等の発生及びまん延防止等に関する取組の義務化) | 修正、 規則事項 |
| 8 | 第38条 | 協力医療機関等 (条項ズレ修正) | 修正 |
| 9 | 第39条 | 掲示 (重要事項の備え置きを可能とする取扱い) | 項新設 |
| 10 | 第40条 | 身体的拘束等の禁止 (身体的拘束等の適正化を図るための措置の義務化) | 項新設、 規則事項 |
| 11 | 第41条 | 虐待等の禁止 (虐待の発生又はその再発を防止する措置の義務化) | 項新設、 規則事項 |
| 12 | 第49条 | 非常災害対策 (地域住民の訓練への参加が得られるよう連携の努力義務化) | 項新設 |
| 13 | 第57条 | 準用 (条項ズレ修正) | 修正 |
| 14 | 付則第2項 | 条例の施行の日から令和4年3月31日までの間における利用者の人権擁護、身体的拘束等の禁止及び虐待等の禁止に係る経過措置 (第3条、第40条及び第41条関連) | 項新設 |
| 15 | 付則第3項 | 条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における業務継続計画の策定等に係る経過措置 (第10条の2関連) | 項新設 |

| No. | 該当箇所 | 内 容 | 適 用 |
|-----|-------|--|-----|
| 16 | 付則第4項 | 条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における衛生管理等に係る経過措置（第37条関連） | 項新設 |

4 施行期日
公布の日